

各 位

広島労働局雇用環境・均等室長



夏季における年次有給休暇取得の促進について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の令和元年の取得率は56.3%と、前年より3.9ポイント上昇し、過去最高となったものの、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）において新たに示された令和7年までに年休の取得率を70%に引き上げるとの政府目標とは大きく乖離した状況にあります。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

さらに、現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度^(※)の導入や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度^(※)が効果的です。

このため、厚生労働省では、この夏における年休取得の気運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

この趣旨を御理解の上、今般お送りするポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、周知に御協力のほどお願いします。

なお、本リーフレット等は、以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

時間単位の年休制度の導入にあたっては、当室の働き方・休み方改善コンサルタントによる導入支援を受けることができる他、中小企業事業主の皆様に対する「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」もご活用いただけますので、詳細につきましては広島労働局雇用環境・均等室をご案内いただきますようお願いいたします。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、



計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が高くなる傾向にあります。年休の計画的付与制度がある企業割合は、令和2年調査では43.2%と、前年調査より21.0ポイント増加しています。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

(担当) 広島労働局雇用環境・均等室 荻野
電話 082-221-9247